

証券コード 6549

平成30年6月11日

株 主 各 位

東京都武蔵野市御殿山一丁目1番3号
ディーエムソリューションズ株式会社
代表取締役社長 花 矢 卓 司

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目6番3号
吉祥寺 東急REIホテル 3階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第14期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.dm-s.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年 4 月 1 日から)  
(平成30年 3 月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などにより、景気は緩やかな回復基調が続いてきましたが、海外経済の不確実性の影響等により、先行き不透明な状況で推移しました。当社が属する広告業界におきましては、総広告費は昨年同様の水準となる見込みです。その中でもインターネット広告費は昨年に引き続き堅調な動きを見せており、今後も市場規模は順調に拡大するものと予想されます。一方でDM広告費は前年実績をやや下回る予想です。インターネット広告の伸張が顕著ではありますが、総広告費に占めるDM広告費の構成比はほぼ横ばいであり、DM広告がほかの手段では置き換えづらい広告手法であることを示唆していると考えられます。

このような事業環境の中、当社はダイレクトマーケティング実施企業に対して、マーケティングの各局面において最適なソリューションを提供するべく努めてまいりました。また、人材の採用、営業力及び提供サービスの強化のための投資を積極的に行ってまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は10,438,822千円(前事業年度比14.3%増)、営業利益は171,481千円(同34.9%減)、経常利益は167,372千円(同36.8%減)、当期純利益は110,062千円(同35.4%減)となりました。

## 事業別売上高

| 事業区分       | 第13期<br>(平成29年3月期)<br>(前事業年度) |       | 第14期<br>(平成30年3月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比      |       |
|------------|-------------------------------|-------|-------------------------------|-------|-------------|-------|
|            | 金額                            | 構成比   | 金額                            | 構成比   | 金額          | 増減率   |
| ダイレクトメール事業 | 7,976,475千円                   | 87.3% | 9,325,332千円                   | 89.3% | 1,348,856千円 | 16.9% |
| インターネット事業  | 1,152,732                     | 12.7  | 1,113,489                     | 10.7  | △39,242     | △3.4  |
| 合計         | 9,129,208                     | 100.0 | 10,438,822                    | 100.0 | 1,309,614   | 14.3  |

### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は393,898千円であります。

その主なものは、日野フルフィルメントセンター（東京都日野市）の開設（35,593千円）及び新宿オフィス（東京都新宿区）の開設（44,767千円）並びに、ダイレクトメール事業における機械装置等の追加取得（242,760千円）であります。

### ③ 資金調達の状況

当社は、平成29年6月20日に東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場いたしました。上場にあたり、平成29年6月19日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による新株式発行により、230,000千円を調達しております。また、平成29年7月24日を払込期日とする、オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した第三者割当増資により、66,700千円を調達しております。

上記に加えて、平成30年2月13日に金融機関からの借入れにより、400,000千円を調達しております。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成30年2月28日を効力発生日として、不動産査定エージェントサイトをセカイエ株式会社に譲渡いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 11 期<br>(平成27年3月期) | 第 12 期<br>(平成28年3月期) | 第 13 期<br>(平成29年3月期) | 第 14 期<br>(平成30年3月期)<br>(当事業年度) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 5,912,385            | 7,626,682            | 9,129,208            | 10,438,822                      |
| 経 常 利 益(千円)    | 142,371              | 111,295              | 264,659              | 167,372                         |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 90,041               | 70,874               | 170,430              | 110,062                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 40.85                | 32.15                | 77.32                | 45.84                           |
| 総 資 産(千円)      | 1,807,370            | 2,306,664            | 2,737,707            | 3,646,025                       |
| 純 資 産(千円)      | 720,418              | 791,292              | 961,723              | 1,368,485                       |
| 1株当たり純資産 (円)   | 326.87               | 359.03               | 436.35               | 555.84                          |

(注) 当社は、平成29年2月27日付で普通株式1株につき1,000株、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第11期（平成27年3月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な子会社の状況

子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社といたしましては、特に下記の内容を重要課題として取り組んでまいります。

### ① 新サービスの開発

インターネット事業はSEOを切り口とした自社開発の分析ツールを用いた解析資料の提供等、SEO・コンテンツマーケティング・運用型広告・Webサイト制作をすべて自社サービスとしてワンストップで提供できる体制が整っており、サービスの質的差別化によりその競合優位性を保っております。しかしながら、変化や技術革新が著しいインターネット業界において当社が持続的な成長を維持するためには、特定のサービスに依存せず、常に付加価値の高い新サービスの開発及び提供が欠かせないものと認識しており、今後につきましては、当社が有するサービス開発力・分析力を活かして、競争力の高いサービスを提供し続けるとともに、新サービスを定期的にリリースし、拡販を進めることで収益基盤の強化を図ってまいります。

## ② 大口顧客の拡大

ダイレクトメール事業においては、当社メールセンター及びロジスティクスセンターが保有する社内設備等との兼ね合いもあり、小ロット（500通から）から中ロット（30,000通まで）での発送業務を中心に事業を展開しており、大口顧客に頼らない事業展開が当社の経営を安定させる一要因にもなっております。今後につきましては、持続的な成長を維持するため、従来の販路は維持拡大しつつ、社内インフラの増強とあわせ、大規模な取引が期待される大口顧客の開拓に取り組むことにより、収益機会の拡大を図って参ります。

## ③ フルフィルメントサービスの拡大

ダイレクトメール事業においては、メール便を中心とした配送物の発送代行業務をサービスの主軸としてまいりましたが、ネット通販市場の拡大を受け、宅配便での配送を行う小口貨物の取扱いが増加しており、引き続き同様の傾向が継続するものと予想されます。今後につきましては、昨年平成29年7月に開設いたしました日野フルフィルメントセンターを拠点に、物流企画部を担当部署にして、受注管理、在庫管理、ピッキング、梱包、発送の一連のプロセスを一手に請け負うフルフィルメントサービスの提供拡大及び宅配便の取扱量を増加させることで、収益機会の拡大を図ってまいります。

## ④ 優秀な人材の採用及び育成

今後、当社が事業をさらに拡大し、成長を続けていくうえで、優秀な人材の確保と、その適正な配置による業務効率の向上がその基盤になるものと認識しております。そのために、幅広い求人機会を活用して、新卒・中途の採用を推し進めていきたいと考えております。加えて、人材育成及び能力向上も重要であると考えており、社内OJTはもちろんのこと、社外講師による研修や、社外セミナー等も積極的に活用し、人材の育成と能力向上に努めて参ります。

## ⑤ 情報管理体制の強化

当社は業務上大量の個人情報を取り扱っており、個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、情報管理体制の整備を図ってまいりました。当社において、情報管理体制の強化は今後も重要な課題であると認識しており、引き続きその強化を図ってまいります。なお、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理の徹底を図っております。

## ⑥ 経営管理体制の強化

当社は企業価値を高め株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、更なる企業規模の拡大の基盤となる経営管理体制を拡充していくため、今後においても意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役監査並びに監査法人による監査との連携を強化していく方針です。

## (5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

| 事業区分       | 事業内容               |
|------------|--------------------|
| ダイレクトメール事業 | 発送代行業、デザイン、印刷      |
| インターネット事業  | WEBコンサルティング、メディア運営 |

## (6) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

| 名称               | 所在地                    |
|------------------|------------------------|
| 本社               | 東京都武蔵野市御殿山一丁目1番3号      |
| 新宿オフィス           | 東京都新宿区西新宿一丁目6番1号       |
| 大阪営業所            | 大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目6番24号  |
| 名古屋営業所           | 愛知県名古屋市中区大須三丁目5番6号     |
| 横浜営業所            | 神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番30号    |
| 福岡営業所            | 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目1番1号   |
| 三鷹メールセンター        | 東京都三鷹市井口一丁目10番12号      |
| 八王子第1メールセンター     | 東京都八王子市田町1番5号          |
| 八王子第2メールセンター     | 東京都八王子市北野町543番地7       |
| 八王子第3ロジスティクスセンター | 東京都八王子市石川町2969番地16     |
| 日野フルフィルメントセンター   | 東京都日野市旭が丘三丁目1番1号       |
| 大阪メールセンター        | 大阪府大阪市東淀川区西淡路六丁目4番111号 |



(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

| 事業区分       | 使用人数        | 前事業年度末比増減   |
|------------|-------------|-------------|
| ダイレクトメール事業 | 131 (83) 名  | 20名増 (9名増)  |
| インターネット事業  | 52 (18) 名   | 8名増 (1名増)   |
| 全社（共通）     | 19 (－) 名    | 4名増 (－名増)   |
| 合計         | 202 (101) 名 | 32名増 (10名増) |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、アルバイト及びパートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が当期中において、32名増加したのは、主として業務拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額       |
|---------------|-----------|
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 645,630千円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 391,480   |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 100,000   |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成29年6月20日付をもちまして、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場へと株式上場しました。

## 2. 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,462,000株
- (3) 株主数 1,308名
- (4) 大株主

| 株 主 名                      | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|----------------------------|-----------|---------|
| 花 矢 卓 司                    | 796,000 株 | 32.33%  |
| 福 村 寛 敏                    | 536,000   | 21.77   |
| アセットインクリーズ株式会社             | 260,000   | 10.56   |
| 松 本 和 久                    | 159,800   | 6.49    |
| ディーエムソリューションズ<br>社 員 持 株 会 | 38,800    | 1.57    |
| 小 林 剛 司                    | 34,000    | 1.38    |
| 勝 山 純 一                    | 34,000    | 1.38    |
| 在 川 浩 太                    | 24,000    | 0.97    |
| 吉 田 慎 一 朗                  | 22,000    | 0.89    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券          | 18,300    | 0.74    |

(注) 平成29年6月20日を払込期日とする公募増資及び平成29年7月24日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数が増加しております。また、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、当社定款を一部変更いたしました。これらにより、発行可能株式総数は8,800,000株に、発行済株式の総数は2,462,000株となりました。



### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
交付された新株予約権の状況

| 名 称                                    |                     | 第 3 回 新 株 予 約 権                                |
|----------------------------------------|---------------------|------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                              |                     | 平成26年8月8日                                      |
| 新 株 予 約 権 の 数                          |                     | 177個 (注) 1.                                    |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数 |                     | 普通株式 354,000株 (注) 1.4.<br>(新株予約権 1 個につき2,000株) |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                    |                     | 693円 (注) 2.4.                                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財<br>産 の 価 値          |                     | 新株予約権 1 個当たり<br>693,000円<br>(1 株当たり 693円)      |
| 権 利 行 使 期 間                            |                     | 平成28年9月1日から平成36年7月25日まで                        |
| 行 使 の 条 件                              |                     | (注) 3                                          |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 171個<br>目的となる株式数 342,000株<br>保有者数 6名   |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式2,000株であります。なお、新株予約権の割当日後に、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または、次の算式による割当株式数の調整を行い、調整の生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の発行日以後、株式分割または株式併合が行われる場合、行使価格は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

また、新株予約権発行日以後、時価を下回る価格で普通株式を発行又は処分する場合（新株引受権または新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により行使価格を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行または} \times \text{1株当たり発行または} \text{処分株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の役員（監査役を含む。）または従業員としての地位にあることを要しております。ただし、権利行使時において当社取締役会において権利行使を承認した場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権の相続は認めておりません。
- (3) 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場後1年以上経過した場合に限り、本新株予約権を行使することができるしております。
- (4) その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによっております。

### 4. 平成29年2月27日付で普通株式1株につき1,000株、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

### 5. 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                   |
|---------------|---------|------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 花 矢 卓 司 |                                                |
| 取 締 役 副 社 長   | 福 村 寛 敏 | アセットインフリーズ株式会社<br>代表取締役                        |
| 取 締 役         | 小 林 剛 司 | デジタルマーケティング事業部<br>長                            |
| 取 締 役         | 勝 山 純 一 | ダイレクトメール事業部長                                   |
| 取 締 役         | 在 川 浩 太 | 人事総務部長                                         |
| 取 締 役         | 木 村 和 央 | バーティカルメディア事業部長                                 |
| 取 締 役         | 松 藤 悠   | 松藤悠公認会計士事務所 公認<br>会計士<br>株式会社スーパーリージョナル<br>監査役 |
| 常 勤 監 査 役     | 安 田 仁 裕 | 株式会社フォーシックス代表取<br>締役                           |
| 監 査 役         | 齋 藤 哲 男 | 株式会社ワークツー代表取締役                                 |
| 監 査 役         | 高 見 之 雄 | 西込・高見法律事務所 弁護士                                 |

- (注) 1. 取締役松藤悠氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役安田仁裕氏、監査役齋藤哲男氏及び監査役高見之雄氏は、社外監査役であります。
3. 平成29年6月27日開催の第13回定時株主総会において、木村和央氏及び松藤悠氏は新たに取締役に選任され就任しました。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低限度額とします。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分             | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役           | 7名        | 136,410千円           |
| 監 査 役           | 3         | 10,800              |
| 合 計<br>(うち社外役員) | 10<br>(4) | 147,210<br>(12,150) |

- (注) 1. 平成23年3月31日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。
2. 業績の低迷を受け、経営責任を明確化するため、平成30年4月から平成31年3月までの12か月間次の通り減額を実施しております。
- ・ 代表取締役社長及び取締役副社長：月額報酬の33%
  - ・ 上記以外の常勤取締役：月額報酬の10～30%

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役松藤悠氏は、松藤悠公認会計士事務所及び株式会社スーパーリージョナルの監査役を兼職しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 常勤監査役安田仁裕氏は、株式会社フォーシックスの代表取締役を兼職しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役齋藤哲男氏は、株式会社ワークツールの代表取締役を兼職しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役高見之雄氏は、西込・高見法律事務所を経営しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                                                       |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 松 藤 悠   | 平成29年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。          |
| 監査役 安 田 仁 裕 | 当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会18回の全てに出席いたしました。前職における知識と経験に基づく専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。     |
| 監査役 齋 藤 哲 男 | 当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会18回の全てに出席いたしました。前職における知識と経験に基づく専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。     |
| 監査役 高 見 之 雄 | 当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会18回の全てに出席いたしました。法律専門家としての知識と経験に基づく専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称：有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 16,800千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,300    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は



以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ)コンプライアンスを法令、定款、社内規程及び社会規範等を含めた「企業倫理の遵守」と定義し、取締役及び使用人が日常活動における判断・行動に際し遵守すべき基準として、「ディーエムソリューションズ行動・倫理規範」を制定し、周知・徹底を図る。

(ロ)コンプライアンスを推進する体制としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、審議・活動の内容を定期的に取り締役会に報告する。

(ハ)取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

(ニ)内部監査担当部署を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。

(ホ)法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を整備し、その運用に当たっては内部通報担当部署が適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ)取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

(ロ)取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(ハ)内部監査担当部署は、文書保存の管理責任者と連携のうえ、文書等の保存及び管理状況を監査する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ)リスク管理を体系的に規定する「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスク管理を推進する体制としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役会に報告する。

(ロ)不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長又はその指名を受けた者の指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。



- (ハ)内部監査担当部署は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ)中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。
- (ロ)経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社には現在、親会社及び子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正性を確保する体制はない。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名する。指名を受けた使用人は監査役の指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- (ロ)監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役の意見を尊重する。
- (ハ)監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知させ、会議等への出席により、監査役監査に必要な調査を行う権限を付与する。
- (ニ)監査役の職務を補助すべき使用人を務めたことをもって不利な取扱いをしないことを、会社は保証し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ)取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報

収集・交換が適切に行えるよう協力する。

(ロ)取締役及び使用人は、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生するおそれがあるとき、又は取締役及び使用人による違法・不正な行為を発見したときは、すみやかに監査役に報告するものとする。

- ⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、会社がこれを負担する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)監査役の過半は社外監査役とし、監査役職務の独立性及び透明性を確保する。

(ロ)代表取締役社長は、監査役との意思疎通を図るために、監査役との定期的な意見交換を行う。

(ハ)会社は、監査役、会計監査人及び内部監査担当部署が、相互に緊密な連携及び情報交換を円滑に行える環境整備に努める。

(ニ)会社は、監査役監査の実施に当たり監査役が認めるときは、監査役の判断で弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。

## (2) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- ① 反社会的勢力の不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、経営陣以下組織全体が一体となって毅然と対応する。
- ② 反社会的勢力による被害を防止するために、平素から、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との緊密な連携を図る。
- ③ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力による圧力や不当要求は断固として拒絶する。
- ④ 反社会的勢力の不当要求に対しては、外部専門機関と協議し、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

- ⑤ 不祥事等を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は絶対に行わない。  
また、反社会的勢力への資金提供や便宜供与は、絶対に行わない。

### (3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の業務の適正を確保するための体制は上記基本方針に従い、適切に運用されています。
- ② 代表取締役社長が議長を務めるリスク・コンプライアンス委員会において、個別リスクに加え、情報の管理、環境・安全・健康、反社会的勢力との関係遮断等の様々なリスクの集約・評価が実施されており、コンプライアンスの徹底を図っております。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムは、監査法人との連携もなされ、適切に整備・運用されています。
- ④ 投資を含めた当社の重要事項については、取締役会において多面的な審議を行い、損失の危険の管理は適切に行われています。
- ⑤ 監査役監査基準及び内部監査規程の社内規程に基づき、当社監査役および各内部監査担当により監査や診断等が実施され、また当社の営業成績、財務状況その他の重要な情報は適切に報告されており、業務の適正性は確保されています。
- ⑥ 取締役や社内関係部署から、重要な意思決定や職務の執行状況、職務の執行に関する説明、ならびにそれらに関する重要な文書の供覧等を通じて、監査役が必要とする情報は提供されており、監査役への報告は適切に行われています。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>      |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,145,081</b> | <b>流動負債</b>        | <b>1,397,122</b> |
| 現金及び預金          | 713,658          | 買掛金                | 754,165          |
| 受取手形            | 41,050           | 短期借入金              | 100,000          |
| 売掛金             | 1,211,821        | 1年以内返済予定<br>の長期借入金 | 171,180          |
| 商品              | 19,370           | リース債務              | 2,643            |
| 貯蔵品             | 63,478           | 未払金                | 87,150           |
| 前渡金             | 30,150           | 未払費用               | 144,798          |
| 前払費用            | 34,558           | 未払法人税等             | 39,586           |
| 繰延税金資産          | 33,463           | 前受金                | 52,598           |
| その他の<br>貸倒引当金   | 1,570<br>△4,041  | 預り金                | 21,601           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,500,943</b> | その他の               | 23,396           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,332,106</b> | <b>固定負債</b>        | <b>880,417</b>   |
| 建物              | 244,064          | 長期借入金              | 865,930          |
| 機械及び装置          | 271,941          | リース債務              | 7,219            |
| 車両運搬具           | 5,937            | その他の               | 7,268            |
| 工具、器具及び備品       | 76,420           | <b>負債合計</b>        | <b>2,277,539</b> |
| 土地              | 668,606          | <b>(純資産の部)</b>     |                  |
| リース資産           | 8,936            | 株主資本               | 1,368,485        |
| 建設仮勘定           | 56,200           | 資本金                | 221,835          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>22,482</b>    | 資本剰余金              | 148,350          |
| ソフトウェア          | 22,482           | 資本準備金              | 148,350          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>146,355</b>   | <b>利益剰余金</b>       | <b>998,300</b>   |
| 出資金             | 110              | その他利益剰余金           | 998,300          |
| 破産更生債権等         | 6,778            | 繰越利益剰余金            | 998,300          |
| 長期前払費用          | 1,104            | <b>純資産合計</b>       | <b>1,368,485</b> |
| 繰延税金資産          | 5,667            | <b>負債純資産合計</b>     | <b>3,646,025</b> |
| 敷金及び保証金         | 139,473          |                    |                  |
| 貸倒引当金           | △6,778           |                    |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,646,025</b> |                    |                  |

# 損 益 計 算 書

(平成29年 4 月 1 日から)  
(平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額        |
|-------------------------|------------|
| 売 上 高                   | 10,438,822 |
| 売 上 原 価                 | 8,646,055  |
| 売 上 総 利 益               | 1,792,767  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,621,285  |
| 営 業 利 益                 | 171,481    |
| 営 業 外 収 益               |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 7          |
| 受 取 手 数 料               | 1,620      |
| 受 取 保 険 金               | 880        |
| そ の 他                   | 539        |
| 営 業 外 費 用               |            |
| 支 払 利 息                 | 3,706      |
| 株 式 交 付 費               | 2,598      |
| そ の 他                   | 853        |
| 経 常 利 益                 | 167,372    |
| 特 別 利 益                 |            |
| 事 業 譲 渡 益               | 10,000     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 177,372    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 71,391     |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △4,081     |
| 当 期 純 利 益               | 110,062    |

# 株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から)  
(平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|           | 株 主 資 本 |           |              |           |              |             |            |
|-----------|---------|-----------|--------------|-----------|--------------|-------------|------------|
|           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |              | 株主資本<br>合 計 | 純資産<br>合 計 |
|           |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益剰余金  | 利益剰余金<br>合 計 |             |            |
|           |         |           |              | 繰越利益剰余金   |              |             |            |
| 当 期 首 残 高 | 73,485  | —         | —            | 888,238   | 888,238      | 961,723     | 961,723    |
| 当 期 変 動 額 |         |           |              |           |              |             |            |
| 新 株 の 発 行 | 148,350 | 148,350   | 148,350      |           |              | 296,700     | 296,700    |
| 当 期 純 利 益 |         |           |              | 110,062   | 110,062      | 110,062     | 110,062    |
| 当期変動額合計   | 148,350 | 148,350   | 148,350      | 110,062   | 110,062      | 406,762     | 406,762    |
| 当 期 末 残 高 | 221,835 | 148,350   | 148,350      | 998,300   | 998,300      | 1,368,485   | 1,368,485  |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・商品、貯蔵品・・・・・・・・主として先入先出法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 8年～31年 |
| 機械及び装置    | 3年～12年 |
| 車両運搬具     | 2年～6年  |
| 工具、器具及び備品 | 2年～20年 |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。



(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 建物 | 100,843千円 |
| 土地 | 668,606千円 |
| 計  | 769,449千円 |

② 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 68,940千円  |
| 長期借入金         | 576,690千円 |
| 計             | 645,630千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

338,406千円

(3) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。  
なお、事業年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

|      |         |
|------|---------|
| 受取手形 | 5,037千円 |
|------|---------|

## 3. 損益計算書に関する注記

事業譲渡益

不動産査定エージェントサイトの譲渡に伴う譲渡益であります。

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 2,462,000株 |
|------|------------|

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 354,000株 |
|------|----------|

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、主に短期的な預金等で運用しております。また、運転資金は主に自己資金によっており、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行取引）を調達しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務について、支払手形による支払は行っておりません。買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。営業債務及び借入金は流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要手許流動性の維持などにより、当該リスクを管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|               | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額 |
|---------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金    | 713,658千円 | 713,658千円 | －千円 |
| (2) 売 掛 金     | 1,211,821 |           |     |
| 貸倒引当金(*1)     | △4,041    |           |     |
|               | 1,207,780 | 1,207,780 | －   |
| 資 産 計         | 1,921,438 | 1,921,438 | －   |
| (1) 買 掛 金     | 754,165   | 754,165   | －   |
| (2) 長期借入金(*2) | 1,037,110 | 1,037,110 | －   |
| 負 債 計         | 1,791,275 | 1,791,275 | －   |

(\*1) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 1年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金

買掛金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

変動金利の借入金については、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利の借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産（流動）

|        |          |
|--------|----------|
| 貸倒引当金  | 1,226千円  |
| 未払賞与   | 12,036千円 |
| 未払事業税  | 4,049千円  |
| 地代家賃否認 | 13,350千円 |
| その他    | 2,800千円  |

繰延税金資産（流動）計 33,463千円

#### 繰延税金資産（固定）

|        |         |
|--------|---------|
| 貸倒引当金  | 2,057千円 |
| 資産除去債務 | 2,149千円 |
| その他    | 1,460千円 |

繰延税金資産（固定）計 5,667千円

繰延税金資産の純額 39,131千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因 となった主要な項目別の内訳

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 30.6% |
| （調整）                 |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 3.5%  |
| 住民税均等割               | 1.5%  |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 2.2%  |
| その他                  | 0.1%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 37.9% |

### (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成29年6月の上場に際して行われた公募増資の結果、資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.3%から、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.36%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 555円84銭

(2) 1株当たりの当期純利益 45円84銭

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

ディーエムソリューションズ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指 定 社 員      公認会計士      岩   瀬   弘   典   ⑩  
業務執行社員

指 定 社 員      公認会計士      坂   井   知   倫   ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ディーエムソリューションズ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算

書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月17日

ディーエムソリューションズ株式会社 監査役会  
常勤社外監査役 安 田 仁 裕 ⑩  
社 外 監 査 役 齋 藤 哲 男 ⑩  
社 外 監 査 役 高 見 之 雄 ⑩

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社の事業内容の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （目的）<br>第2条 （条文省略）<br>1～5 （条文省略）<br>6 <u>Webサイトの企画、制作及び管理</u><br>7 <u>ソフトウェアの制作及び販売</u><br>8～17 （条文省略） | （目的）<br>第2条 （現行どおり）<br>1～5 （現行どおり）<br>6 <u>広告宣伝の情報媒体・コンテンツ</u><br><u>の制作、運営、販売及び保守管理</u><br>7 <u>ソフトウェアの制作、運営、販売</u><br><u>及び保守管理</u><br>8～17 （現行どおり） |

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1          | はな や たく し<br>花 矢 卓 司<br>(昭和48年8月24日)    | 平成7年4月 株式会社日栄入社<br>平成11年9月 株式会社セプテーニ入社<br>平成16年9月 当社設立<br>代表取締役社長(現任)                                                                              | 796,000株   |
| 2          | ふく むら ひろ とし<br>福 村 寛 敏<br>(昭和46年5月23日)  | 平成元年4月 株式会社新興電気システム<br>入社<br>平成13年4月 株式会社オーバルネットワ<br>ーク入社<br>平成16年9月 当社設立<br>取締役副社長(現任)<br>平成25年9月 アセットインクリーズ株式<br>会社代表取締役就任(現任)                   | 536,000株   |
| 3          | こ ばやし つよ し<br>小 林 剛 司<br>(昭和48年8月25日)   | 平成9年4月 株式会社三菱電機ビジネス<br>システム入社<br>平成17年2月 当社入社<br>平成20年4月 当社インターネット事業部<br>長<br>平成23年4月 当社取締役インターネット<br>事業部長<br>平成29年6月 当社取締役デジタルマーケ<br>ティング事業部長(現任) | 34,000株    |
| 4          | かつ やま じゅん いち<br>勝 山 純 一<br>(昭和53年10月7日) | 平成14年4月 株式会社セプテーニ入社<br>平成16年11月 当社入社<br>平成19年4月 当社ダイレクトメール事業<br>部営業部長<br>平成23年4月 当社取締役ダイレクトメー<br>ル事業部長(現任)                                         | 34,000株    |
| 5          | ざい かわ こう た<br>在 川 浩 太<br>(昭和54年2月6日)    | 平成13年4月 株式会社セリエ入社<br>平成16年11月 当社入社<br>平成25年4月 当社取締役総合企画室長<br>平成28年11月 当社取締役人事総務部長<br>(現任)                                                          | 24,000株    |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 6          | き む ら わ おう<br>木 村 和 央<br>(昭和47年9月8日) | 平成9年1月 有限会社フーラエンタープ<br>ライズ入社<br>平成16年3月 ローズコモディティ株式会<br>社入社<br>平成18年9月 株式会社WCL入社<br>平成19年6月 株式会社ネクストウォーク<br>入社<br>平成20年6月 当社入社<br>平成26年10月 当社インターネット事業部<br>メディアマーケティング部<br>長<br>平成29年6月 当社取締役バーティカルメ<br>ディア事業部長(現任) | 2,200株            |
| 7          | まつ ふじ ゆう<br>松 藤 悠<br>(昭和55年1月22日)    | 平成14年4月 朝日監査法人(現有限責任<br>あずさ監査法人)入所<br>平成25年10月 双葉監査法人入所<br>平成25年10月 松藤悠公認会計事務所開設<br>(現任)<br>平成29年6月 当社社外取締役(現任)<br>平成29年11月 株式会社スーパーリージョ<br>ナル監査役(現任)                                                               | —                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松藤 悠氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松藤 悠氏を社外取締役候補者とした理由は前職及び公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 松藤 悠氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、松藤 悠氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、松藤 悠氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、松藤 悠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

メ モ

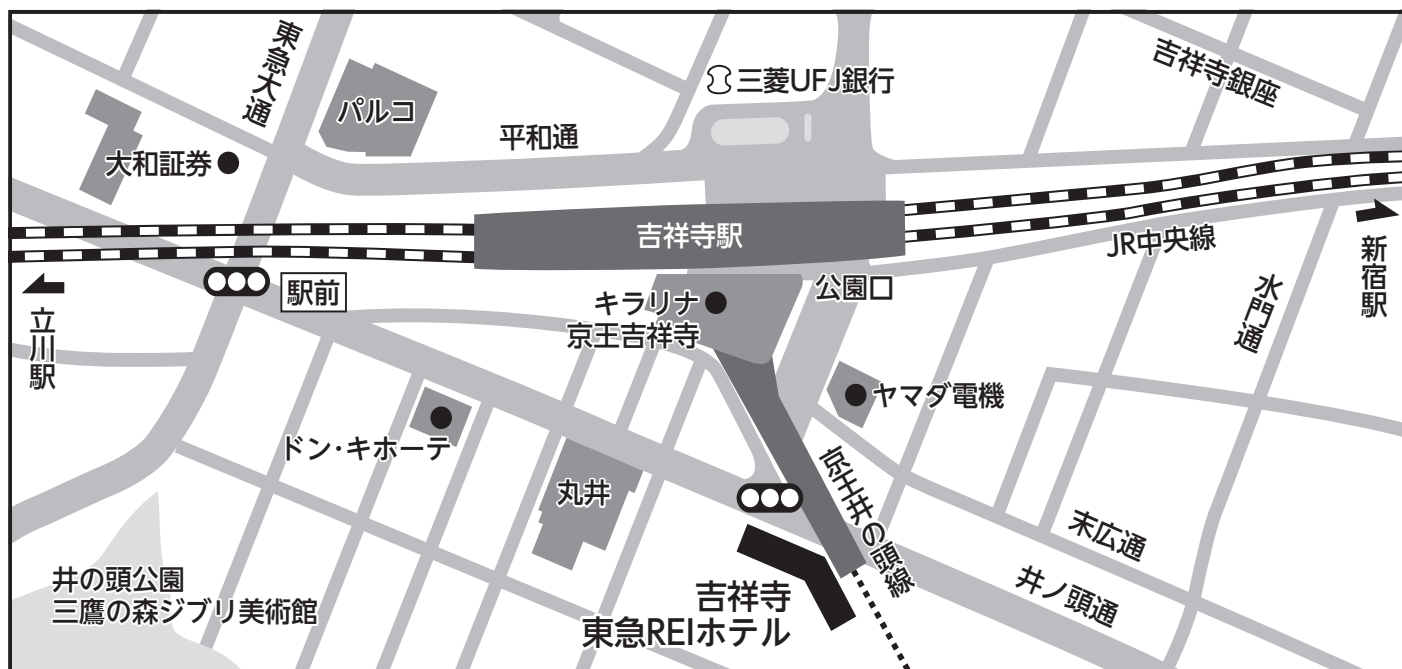
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目6番3号

吉祥寺 東急REIホテル 3階

TEL 0422-47-0985



交通 JR 吉祥寺駅  
京王井の頭線吉祥寺駅

公園口より 徒歩約2分  
公園口より 徒歩約2分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。